

年に1度は自分の健康状態を把握しましょう

- ①国保加入者で40歳以上の初回受診者は自己負担が無料。
 - ②25歳以下の方は全員自己負担が無料です。今まで健康診断を受けなかった方も、自分の健康のために健康診断を受けましょう。
- ※問診票は4月上旬から対象者に発送します(自己負担無料の方は、「自己負担無料」と記載されています)。

高山地域

健診日	健診会場
● 4月23日 月	岩滝公民館(岩井町)
4月24日 火	漆垣内公民館(漆垣内町)
4月25日 水	石浦町公民館 (石浦町5・石浦うらら館)
4月26日 木	
4月27日 金	

高根地域

健診日	健診会場
4月26日 木	高根支所(上ヶ洞)
4月27日 金	日和田公民館(日和田)

- ◆受付時間は午前8時から10時30分までです(●印の会場は午前8時から9時30分まで)。
- ◆肺がん検診(胸部レントゲン検査)および健康診査(39歳以下)も受けられます。
- ◆社会保険等(市国保以外の保険)でも、上記会場で健診を受けられる場合があります。詳しくはご加入の健康保険にお尋ねください。

問合せ 広報ID 市民課 ☎35-3137 100613

脳ドック検診

申込・問合せ 市民課 ☎35-3137
広報ID 1009225

対象 市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者(全年齢対象・市内在住)で、①保険料に未納がなく、②過去(平成21年度から平成29年度)にこの事業を利用して受診されていない方で、③昨年度(平成29年度)に市の「特定健診」または「すこやか健診」を受診されている方

検査内容 脳外科医による診察、腹囲測定、頭部X線撮影、頸(けい)動脈エコー、MRI・MRA撮影、心電図、尿検査、血液検査ほか

期日 5月8日から平成31年3月26日までの毎週火曜日に1名ずつ(休日などを除く)

時間 午前11時～午後3時30分ころまで

場所 久美愛厚生病院(中切町)

定員 46人(超えた場合は抽選)

参加料 自己負担金 14,000円

申込方法 4月13日(金)までに **HP**・**HP**(必着)(住所、氏名、電話番号、生年月日、保険証の記号番号(国保)または被保険者番号(後期高齢)、希望する月を明記)

※なお結果は、久美愛厚生病院より本人に通知するとともに、本人の同意のもと、市へも通知されますのでご了承ください。また、脳疾患で現在治療中の方などは検診を受けることができません。詳細は事前にお問い合わせください。



岐阜県後期高齢者医療制度「保険料率改定」・「保険料軽減措置見直し」のお知らせ

岐阜県後期高齢者医療保険料の保険料率は、岐阜県後期高齢者医療広域連合にて2年ごとに見直しがあります。平成30・31年度の保険料率は次のとおりとなります。

区分	(H28・29)	変更後(H30・31)
均等割額	42,690円	41,214円
所得割率	8.55%	7.75%
保険料の賦課限度額	57万円	62万円

※保険料＝均等割額＋所得割額(被保険者の所得×所得割率)となります。
※所得＝総所得金額等－33万円
※所得の少ない世帯の方は保険料が軽減される場合があります。

昨年度から特例措置による軽減を段階的に見直ししており、平成30年度も段階的見直しが行われます。改正箇所は以下のようになりますが、今後も安心して制度を利用いただくための改正にご理解をお願いします。

①保険料「所得割額」の軽減の廃止

平成30年度分の保険料「所得割額」を負担する方について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方に適用されていた2割軽減は廃止されます。

平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止 改正あり

②被用者保険^(※)の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減の変更

平成30年度分の保険料「均等割額」軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。なお保険料「所得割額」の負担はありません。

平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減 改正あり
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)。

③保険料「均等割額」の軽減の一部変更

(2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます)

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成29年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、各種所得が0円となる場合(年金所得は-80万円として計算)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	「33万円(基礎控除額)＋27.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(27万円→27.5万円へ) 改正あり
2割軽減	「33万円(基礎控除額)＋50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(49万円→50万円へ) 改正あり

●均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、9割軽減を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。

●軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368
市民課 ☎35-3003